

地方独立行政法人芦屋中央病院一般事業主行動計画

職員が仕事と子育ての両立など仕事と生活の調和を図ることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮して活躍できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）および女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業等の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・取得率を 50%以上にする

女性職員・・・取得率の 100%を維持すること

<対策>

- 令和 7 年 4 月～ 育児休業制度をはじめとした出産・育児に関する勤務条件制度を解説した手引き等の更新
- 令和 7 年 4 月～ 院内ネットワークを活用した出産・育児に関する勤務条件制度を解説した手引き等による情報提供

目標 2：所定外労働時間の削減についての目標を定め、法人内に周知を図ることにより、所定外労働時間を 10%削減する。

<対策>

- 令和 7 年 4 月～ 安全衛生委員会等における原因の分析および目標値の協議
- 令和 7 年 7 月～ 運営会議等での報告および全体会議での周知

目標 3：管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合を 50%以上にする。

<対策>

- 令和 7 年 4 月～ 運営会議等にて管理職育成研修の方法や対象者の協議
- 令和 8 年 4 月～ 対象となる職員に対して管理職育成研修を実施

※それぞれの対策の実施については、早期に実施できるものから順次進めていきます。